

# 平成25年度第4回

## 大阪府都市計画公聴会 速記録

「北部大阪都市計画道路の変更」（熊野田新田線の一部区間の廃止）について  
「北部大阪都市計画道路の変更」（大阪箕面線の廃止）について

- 1 と き 平成25年8月29日（木）  
午後3時開会～午後3時25分閉会
- 2 と ころ 大阪府公館  
大阪府中央区大手前2丁目1番46号
- 3 対象市町村 豊中市
- 4 出席者  
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 高階 宏  
(2) 公述聴取者 行政関係者、住民  
(3) 公述人  
2人

## 〔開会〕

【司会（森元補佐）】 皆さま大変お待たせいたしました。ただ今から、平成25年度第4回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課の森元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。公聴会の開会にあたりまして、皆様にご協力をお願いしたいことがございます。

まず、この建物は禁煙となっておりますので、お煙草はご遠慮願います。

次に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、大阪府都市整備部総合計画課参事の高階が議長として担当いたしますので、よろしくようお願いいたします。

## 〔公聴会に関する説明〕

【議長（高階参事）】 本日は、お忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課参事の高階と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開始にあたって公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。本日、公述の対象となる都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成したものです。これらの原案をもとに皆様方のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて、公聴会を開催することとしております。

本日は、去る7月17日から7月31日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をしていただいた2名の方にご意見を述べていただきます。

次に、公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

最初に、今回公述の申出がありました2件の都市計画の原案の概要について

総合計画課の担当からご説明いたします。この説明が終わりましたら、この都市計画の原案についての公述を行っていただきます。

公述に際しましては、私が公述をしていただく方の番号をお呼びしますので番号を呼ばれましたら、壇上の公述人席まで来ていただき、公述していただきますようお願いいたします。公述の内容につきましては、公述の申出のときに提出いただきました要旨に従っていただきますようお願いいたします。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述することはできませんので念のため申し添えます。

公述を行う時間につきましては、既に通知してありますとおり、今回は30分以内とさせていただきますので、時間厳守をお願いいたします。終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただき、元の席にお戻りください。

なお、公述時間は30分以内ですので、必ずしも30分間公述していただく必要はありません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

最後に、公述人ほかご来場の皆様をお願いを申し上げます。本日の公聴会は、意見を述べていただく場で、質疑応答を行う場ではありません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみにも公述をしていただくことになっております。

皆様方には、声を出したり拍手したりするなどの行為は慎んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言、あるいは行為があった場合には、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づき、この会場から退場していただく場合もありますので、ご注意ください。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となる都市計画の原案について、総合計画課の担当から概要を説明させます。

### **[都市計画の案についての説明]**

**【事務局（山野補佐）】** 北部大阪都市計画道路3・4・203-13号熊野田新田線及び3・4・203-12号大阪箕面線の変更素案の概要について

ご説明させていただきます。

私は、大阪府都市整備部総合計画課施設計画課グループ長の山野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

まず、大阪府が現在進めております都市計画道路の見直しについてご説明させていただきます。本府では今後予測される本格的な人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、より一層効率的な都市のマネジメントを行っていく必要があると考えております。

そのためには、将来の過度な財政上の負担を生じさせない、また、民間の土地利用に長期の権利制限を課さない、といった視点から都市計画道路の見直しを行うことが重要であると考え、都市計画決定後、事業着手されていないすべての都市計画道路について、交通処理機能や交通安全機能、防災機能などの計画の必要性に加え、30年程度の期間内に事業着手できるか否か等、事業実施の実現性といった観点から評価する「都市計画道路見直しの基本方針」を平成23年3月に策定しております。今回の変更素案は、この基本方針に基づいて評価を行ったものでございます。

それでは、今回一部区間の廃止を予定しております、都市計画道路熊野田新田線及び都市計画道路大阪箕面線についてご説明させていただきます。

まず、都市計画道路熊野田新田線は、都市計画道路豊中岸部線から府道吹田箕面線までの延長約2,670メートル、幅員16メートル、2車線で昭和33年に都市計画決定された路線で、一部府道旧大阪中央環状線と重複しております。

都市計画道路上野新田線から新御堂筋の区間は整備済みであり、都市計画道路豊中岸部線から都市計画道路上野新田線までの区間と、新御堂筋から府道吹田箕面線までの区間は未整備となっております。

今回、熊野田新田線について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて評価を行った結果、この未整備区間は、府道旧大阪中央環状線で交通処理が可能なため、交通処理機能の必要性は低く、現道と重複する区間は、都市計画上の2車線が確保され、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、今後、都市計画事業により拡幅することもないため、事業の実現性が低いものと考えております。このため、熊野田新田線については、延長約2,320メートルの

廃止を行うものです。

次に、都市計画道路大阪箕面線については、国道176号から箕面市域までの延長約3,920メートル、幅員16メートル、2車線で、昭和33年に都市計画決定された路線で、府道豊中亀岡線と重複しております。

箕面市域に接続する一部区間は整備済みではありますが、それ以外は未整備となっています。

今回、大阪箕面線について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて評価を行った結果、現道の府道豊中亀岡線で交通処理が可能なため、交通処理機能の必要性は低く、未整備区間は、都市計画上の2車線が確保され、計画幅員に対して歩道幅員が不足いたしますが、今後、都市計画事業により拡幅することもないため、事業の実現性が低いものと考えております。このため、大阪箕面線については、延長約3,920メートルの全線廃止を行うものです。以上が、今回の都市計画変更素案の概要でございます。

#### 〔公述人による公述〕

**【議長（高階参事）】** それでは、ただ今から公述を始めていただきます。番号「1番」の方は、前の公述人席までお越しく下さい。それでは公述を始めてください。

**【公述人A】** 早速ではございますが、私は、築40年の130戸の分譲マンションの管理組合のAと申します。

私たちのマンションは廃止候補区画の2番「熊野田新田線」の沿道に建つマンションで、マンション後方に川が流れ、両隣も他の所有者敷地ですので、前面のみが出口となっております。

マンションの敷地と熊野田新田線の道路の間に、道路拡幅予定だった土地があり、このマンションと道路の間の土地は、私どもの所有ではありません。いずれ道路に拡幅されるとのことで、建築当時のおそらく行政と事業主との折衝の中でマンション側の敷地とせず、事業主が所有者として持ち続けることが話し合われたと思われま

分譲当初から、計画道路予定地なので事業主が所有する旨が説明されていま

すが、今般この道路計画がなくなると、私たちのマンションは道路に接しないマンションとして、建替え時できないマンションとなってしまいます。

この40年間も厳密には接道義務を果たしていない、不安定な状況にあったわけですが、あくまでも、当該敷地が事業主所有から道路に拡幅される前提があればこそその話であります。

当初、行政と事業主でどういった話し合いが行われ、許認可がなされたかは分かりませんが、過去からの経緯により、長年の不安定な状況を作り出し、更に、計画がなくなるという判断に起因して、マンションの資産価値として非常に不利益が生じることとなるのは容易にご理解いただけることだと考えます。

つきましては、マンション前面道路のあり方について、私たちとマンション事業主と行政の3者で協議を主体的に行っていきたいとお願いいたします。当該計画道路の廃止は府道ということで、大阪府の該当部門に意見を上げておりますが、マンションの建築上の問題となれば豊中市も主体的に絡む話となると思われれます。

いずれにせよ、私たちは、管理組合といっても、ただの素人であり、健全な一府民・市民です。何卒、このふってわいた困難な状況を解決し、マンションの住人が安心して暮らせるためによりしくお願いいたします。

今回の当マンション問題は、他の沿道住民の状況とおそらく大きく異なり、128世帯と2店舗の資産価値が一気に大きく下落する、非常に特異な問題と考えております。

当初の道路計画や建築計画（許認可）に起因して、結果として100戸を超える大型マンションの資産価値が窮地に置かれる状況を何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。という事情で公述申出書を提出させていただいておりますが、具体的に私たちのマンションの前の府道についてお話をさせていただきます。

大阪府や豊中市から、今回都市計画道路の計画中止にあたり、その理由としてご説明があったことは、全体的な人口の減少や車の交通量が減っていることが挙げられております。

私たちのマンション前の道路周辺においては、今都市計画がスタートした当時は田んぼや畑などであったところにマンションや一軒家が建ち、道路向かい

にはコンビニエンスストアや量販店が建ち並ぶ状況で非常に交通量が増えており、片道1車線の道路にあっては、量販店への右折入場を待つ車で渋滞が発生したり、マンションからの出庫を阻害するなどの問題が発生しています。

また、緊急病院が近隣に2つあることから、緊急車両も頻繁に走っており、また、バス道でもあります。バス停の場所は道路が広がっておらず、バス停車中も渋滞となり、直近の交差点では右折レーンもない状況です。

我々としては熊野田新田線全体の計画中止に関してまでご意見するつもりはございませんが、せっかくの計画道路として用地確保がされている中で、マンション近辺の事象を鑑みていただければ、一部の区間において、バスの停留所周辺の拡張や、右折レーンの設置など実質的対策を検討いただきたく考えております。

この周辺環境における問題の解消がなされる検討が行われれば、当マンションが今回の計画中止で被ってしまう建築上の不適合用地の問題が解消に至るのではないかと期待し、当マンションが適合用地となるよう、何卒、何卒、ご指導・ご協力賜りたくお願い申し上げます。以上です。

**【議長（高階参事）】**            ありがとうございます。お席にお戻り願います。それでは、番号「2番」の方は、前の公述人席までお越しく下さい。公述を始めてください。

**【公述人B】**            大阪箕面線の廃線のことにつきまして、意見を申し上げたいと思います。私は、地図でも表示がありますように、現在大阪箕面線の一番端の元自衛隊があった場所の手前のマンションに生活しております。現在は、阪急バス永楽荘4丁目になっておりますが、そこから豊中駅の間につきましては、日常何回も車または徒歩で、自転車はあまり使いませんが、生活道路として利用しておりますが、他の道路と比べまして、特にこの道路は、非常に危険が多いと感じておりました。

現在、大阪箕面線は歩道がありませんし、自転車・歩行者・車・阪急バスが頻繁に通行しております。車両で通行する場合でも、一時停車、臨時停車を含めまして、駐停車もかなりありますし、その間阪急バスが10分間隔、あるいはもっと短い間隔で、時間帯によっては何台も往復しております。

特にすれ違う場合には、交通の流れが止まっておりますし、そこに渋滞車が

ある場合は、非常に通行に困難をきたしまして、ストップしている状況がしばしば発生しております。

それと高齢者の増加により、杖をついたお年寄りの方が、歩道と車道との間を、ほとんど歩道がないために、車道の一番端の溝に蓋がしてありますが、そこはやはり通りにくいのか、車が通るべき車道の端を通行している方がかなり多いです。そういう状況下で非常に危険を感じます。

本来ならばもっと事故が起こるのではないかと思うのですが、あまり新聞紙上でそういった大きな事故は、今まで報じられたことが少ないというか、あまり意識しておりませんが、それは、車道の制限速度の30キロを超えて事実上通行することは不可能に近い状況で、実際は30キロ以内で走っているために、また、走れないということで、車も比較的慎重に走るから事故が少ないのではないかと考えております。

いずれにしても、この道路をやはり拡幅して生活道路としていただきたい。そのために都市計画が策定され、進んできたと思いますが、今回、一応廃止という方針に基づきまして進んでおられると思えます。

もし、廃止がどうしてもやむを得ない場合は、この道路を一方通行にして歩道を設けていただきたい。現在両側通行で、車道いっぱいにはバスや車両が往復している危険な状況を回避するためには、かなり不便にはなりますが、住民の意見がどのように最終的になるか分かりませんが、やはり、生命の安全を脅かすような道路でなく、安心して自転車、歩行者が通れる道路が必要ではないかと考えております。この点につきましては、廃止を最終的に決定された場合には、一つの参考意見として検討していただければ大変ありがたいと思えます。

これまで都市計画道路に協力して、用地を提供してこられた地権者に対して、今回、廃止という場合は、まだ拡幅工事につながる工事をされていない者との、これまでの差が生じるということにもなります。そういう面につきましては、すでに道路工事や都市計画に協力して、用地を提供してきた人との差が生じることになって、非常に不公平が生じることとなります。

私どもの大阪箕面線の道路の状況を見ましても、バス停の位置につきまして、阪急バスが停車していてもそのまま通行可能な道は、私どものマンションの前しか現在はございません。皆、道路で停車しますと、通行がストップするとい

う状況です。

当初からマンション建設当時に、土地を提供して、それだけの広い面積を道路用地に供与しているわけですので、その通行につきましては、全然影響のない範囲で、それ以外には阪急バスのバス停の我々の元用地であったところを、現在、用地として緑地になっていますが、そういった点もこの都市計画が見直される場合には、こういった過去において提供した用地につきましても通行に差し支えない範囲において、是非、見直ししていただきたい。

我々も駐車用地に非常に困っております。マンション内において駐車用地の不足でずいぶん苦しく、6年も7年も待たないと入れないという状況です。そういう面で、過去において提供しました用地の一部でも見直していただければ、通行には一切現状差し支えない範囲内において、そういうことも考慮していただければ、非常にありがたいと思っております。以上、ご意見を申し上げます。ありがとうございます。

## 〔閉会〕

**【議長（高階参事）】** ありがとうございます。以上で公述の申出がありました公述人の発言はすべて終了いたしました。

なお、今後の手続きについて申し上げます。まず、この公聴会で公述をしていただいた内容は、速記により記録としてまとめます。そして本日の公述内容を踏まえた上で、再度関係機関等との協議・調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を公開し、大阪府のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に関係市町村の住民及び利害関係人は大阪府に対し、都市計画の案に対する意見書を提出することができます。

この縦覧の手続を経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出いたします。

また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨も併せて審議会の資料として提出することになります。この都市計画審議会の議事を経て、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定されることとなりますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しいところ貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。また、会場の皆様方には都市計画公聴会へお越しいただき、ありがとうございました。これをもちまして、平成25年度第4回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。